

令和8年第8回蔵王町農業委員会総会議事録

第8回 蔵王町農業委員会総会は、令和8年7月27日蔵王町役場 地域福祉センター 大ホールに招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 我 妻 博 宣	3番 佐 藤 隆 二	4番 村 上 利 雄
5番 我 妻 壮 一	6番 勅使瓦 幸 一	7番 杉 山 由美子
8番 平 間 栄	9番 山 家 一 彦	

計 8 名

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 横 山 郁 夫	2番 佐 藤 則 夫	3番 佐 藤 繁 喜
4番 小 野 啓二郎	5番 村 上 秀 作	6番 平 間 耕 幸
7番 平 間 昭 男	8番 伊 藤 政 美	9番 大 谷 啓 一
10番 佐 藤 勝 浩	11番 川 村 清 人	12番 杉 山 良 夫
13番 伊 藤 瞳		

計 13 名

欠席農業委員は次のとおりである。

2番 阿 部 枝 織

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 佐 藤 敏 彦

事務局次長 我 妻 敏

書記 (係長) 齋 藤 真 澄 (係長) 堀 内 愛 恵

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (参与制限)

日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 第4号議案 非農地証明願について

日程第6 第5号議案 蔵王農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第8回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。(午前9時05分)

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員8名、推進委員13名であります。2番阿部枝織委員からは欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
議	長	これより、第8回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、3番佐藤隆二委員、4番村上利雄委員の2名を指名いたします。
議	長	日程第2第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。 [事務局次長朗読により説明]
事 務 局	事 務 局	(説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済みであります。
議	長	それでは、現地調査をした委員、4番委員、調査結果の説明をお願いします。 [4番委員により現況報告]
議	長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
7 番 委 員	事 務 局	申請人50番の売買価格をお願いします。 [事務局書記より説明]
事 務 局	長	ほかに質問ございませんか。 [質問なしの声]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第2第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案どおり承認されました。
議	長	次の、日程第3第2号議案は議事参与の制限がございます。 2番推進委員の退席を求めます。 (2番推進 委員退席)

議 長	日程第3第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局	〔事務局次長朗読により説明〕
事 務 局 長	なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済みであります。
議 長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
議 長	〔4番委員により現況報告〕
議 長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
議 長	〔なしの声あり〕
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第3第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議 長	〔異議なしの声あり〕
議 長	異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。
議 長	2番推進委員の入場を許可します。
議 長	〔2番推進委員入場〕
議 長	日程第4第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局	〔事務局次長朗読により説明〕
議 長	なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりであります。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済みであります。
議 長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
議 長	〔6番委員により現況報告〕
6 番 委 員	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
6 番 委 員	確認なんです、この地図をみると■■■■線の街道沿で8番9番はボーリング調査だけで100㎡。この事業所の計画は、今後、このようにするという具体的な計画はあるのですか。
事 務 局 書 記	まだ、ないです。ボーリング調査だけです。
6 番 委 員	わかりました。10番（の申請）は太陽光となっておりますが、この事業所は■■■■の後ろにある大規模太陽光の事業所と別ですか。一緒。全然関係のない方ですか。
事 務 局 書 記	わかりません。
6 番 委 員	後でよろしいので、その事業所について教えて下さい。
2 番 委 員	10番の太陽光発電所について、太陽光発電をやることにあたって地域からの許可はあるのですか。必要なのですか。初めてなので教えて下さい。

事務局	[事務局書記が説明]
2 番 委 員	申請者10番の周りは住宅地、住宅地の誰かが反対すればダメだということはあるのでしょうか。
事務局	[事務局書記が説明]
9 番 委 員	太陽光について、私も環境政策課に色々聞いていました。基本的に計画がしっかりしていれば、許可せざるを得ない。もちろん農地法上の転用ができないということと、色々な規制がありますが、基本的には拒めない。今度、地区の説明会が8月にあるようなので、皆さんで聞いてみるとよいです。
8 番 委 員	地区説明会をやる会社とやらない会社がありますが、何か基準があるのですか。今回、下永野で太陽光発電をやるから■月■日に説明を受けてくれと案内がありました。周りに住宅地があるとか近隣になにかある場合はしなければならぬと思いますが、基準がわかりません。
議長	後で、正確でないといまずいので、環境政策課に確認して下さい。
事務局次長	正確な情報を環境政策課に聞いて皆さまの方に提示します。
6 番 委 員	併せて、売買価格はいくらですか。この10番についても。
事務局書記	詳細については、わかりません。
議長	ほかに質問ございませんか。
	[なしの声あり]
議長	質問がございませんので採決いたします。日程第4第3号議案は原案のとおり承認することに決してお異議ございませんか。
	[異議なしの声あり]
議長	異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。
議長	日程第5第4号議案〔非農地証明について〕を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局	[事務局次長が朗読により説明]
議長	それでは、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
	[4番委員により現況報告]
議長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
8 番 委 員	将来の利用見込み、山林となっていますが、転用した後、何か。例えば太陽光発電にするとかしらないとか。ないのですか。
事務局書記	今のところないと言っています。
議長	非農地証明する時に、現況で、台帳が畑になっていて、現況が山林になっている。どうして非農地にしたいという理由はないのですか。
事務局書記	[実情を説明]
8 番 委 員	普通だとそのままほったらかしにしておけばよいのだけれども。なぜ、するのかなあ。
6 番 委 員	この辺は山林なのですが、山林で今、水路工の改修みたいなものを行っているがここではありませんが、一体の開発も考えられなくもない。

9 番 委 員	ここの手前にある建物が[REDACTED]で、この奥で太陽光の買収計画があるようです。
議 長	今後、非農地申請があれば、理由で何をするのか聞いていただきたいと思います。
議 長	ほかに質問ございませんか。 [なしの声あり]
議 長	質問がございませんので採決いたします。 日程第5 第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なし]の声あり
議 長	異議なしと認めます。 第4号議案は原案のとおり承認されました。
議 長	日程第6 第5号議案 「蔵王町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を議題といたします。はじめに、この議案について農林観光課の農業振興係長を説明員として会議に出席してもらってもよろしいでしょうか。 [異議なし]の声あり
議 長	異議なしと認め農林観光課農林振興係を説明員として会議に出席といたします。それでは、事務局に説明させます。 [農業振興係長入場]
事 務 局	[事務局次長朗読により説明] 本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律「施行規則第2条の2」において、当該計画を策定または変更するときは、市町村の長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、これに基づき蔵王町長からの意見照会がありましたので、お諮りするものでございます。 変更内容について、農業振興上問題がないかご審議いただき、その結果を農業委員会の意見として回答いたしますので、よろしくお願いいたします。 ※農業振興係長より概要説明
議 長	それでは説明が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
6 番 委 員	今回の見直しなんですが、前は平成12年ということで何か大きな事業がとか、ほ場整備の計画があるときに見直しをかけるということですか。それとも毎年やるのですか。
農業振興係長	基本は5年に1回見直すものとされております。実際のところ農業整備基盤整備の事業に絡んで計画変更がありますので、蔵王町は平成12年以降に起きたほ場整備事業の計画がなかったため、計画変更がないまま今になっています。
6 番 委 員	他町村をみますと大河原町は毎年やっております。白石川沿いのスポーツパーク構想なり、色んな構想が出てきておりますからその都度やっているみた

議 長	いです。(蔵王町) やっていないのかなと思ったら今回初めて出てきたので初めてこの図面を見ました。事業変更で見直しがあれば、随時、出していただきたい。
4 番 委 員	今回は、 ■■■■ 地区のほ場整備がありそのためです。ほかに質問ございませんか。
議 長	■■■■ 地区のほ場整備の、計画による着色を説明願う。
農業振興係長	農業振興係長、説明願います。
	■■■■ 地区については、元々農用地区域として設定されている部分が大多数ありました。それが黄色に塗られているところです。それ以外ではほ場整備の事業の範囲であるが農用地とされていなかったのが、点々としているところ緑色で塗られているところです。 ■■■■ 地区に関しては、この黄色と緑色に色分けされたところを一体的に今回、ほ場整備区域として設定させていただきました。
4 番 委 員	黄色のところは整備済みなのですか。
農業振興係長	はい、ここは整備済みというよりは、農用地区域に指定しているところです。
議 長	ほかに質問ございませんか。ここではないがある場合は農林観光課で聞いて下さい。
議 長	それでは、質問がございませんので採決いたします。 日程第6 第5号議案、蔵王農業振興地域整備計画の変更案については、蔵王町長からの照会に対して「可の意見」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、第5号議案は農業振興地域整備計画の変更案については「可の意見」として町に回答することといたします。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。(午前11時20分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 8 年 7 月 28 日

議 長	山 家 一 彦
3 番	江 藤 隆 二
4 番	村 上 利 雄